

しゅうぎいんそうせんきょとう とうひょうび  
2月8日は衆議院総選挙等の投票日！

# 投票所に行ってみよう！キャンペーン

## ～投票所、見たことある？～

選挙権 (選挙で投票することができる権利) は 18 歳からだけど、..

18歳未満でも、保護者等と一緒に投票所に入場できるよ！

投票用紙と同じ素材でできている

「折りきれないおりがみ」がもらえるよ！

ツルツルした手ざわりがクセになる！！

折ってもひらくふしぎな素材！！！

ぜひいちど見学してみよう！

期 間 令和8年1月28日（水）～

令和8年2月8日（日）

\* 最高裁判所裁判官国民審査は令和8年2月1日（日）～

時 間 まじつまえとうひょう  
期日前投票

8：30～20：00

（国際交流センターは9：00～20：00）

当 日 投 票 所

7：00～20：00

川崎市内の期日前投票所及び当 日投票所

保護者等といっしょに来る18歳未満の子ども

プレゼント 折りきれないおりがみ ※なくなりしだい終了



※なくなりしだい終了

まめちしき

投票用紙はおりまげても自然に  
ひらく素材でできているよ！



[問い合わせ] 川崎市選挙管理委員会事務局選挙課 電話 044-200-3421

メール 91senkyo@city.kawasaki.jp